

## 「新潟市立夜間中学設置基本計画策定に関する有識者会議」開催要綱

### （目的）

第1条 新潟市立夜間中学設置基本計画を策定するにあたり、次に掲げることについて、学識経験者、関係団体、関係行政機関等からの意見を聴取し、計画に反映することを目的として、新潟市立夜間中学設置基本計画策定に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

- （1）新潟市立夜間中学設置基本計画（素案）に関すること
- （2）そのほか、有識者会議が必要と認めること

### （開催期間）

第2条 有識者会議の開催期間は、令和8年3月31日までとする。

### （委員構成）

第3条 有識者会議は、委員8名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- （1）関係する分野に見識を有する者
- （2）関係団体の職員等
- （3）関係行政機関の職員等
- （4）その他教育長が必要と認める者

### （委員任期）

第4条 委員の任期は、有識者会議の開催期間とする。

### （守秘義務）

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

### （座長等）

第6条 有識者会議には座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、有識者会議の進行を行う。

3 座長が欠けたとき又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する座長代理がその職務を代理する。

### （会議）

第7条 有識者会議の会議は、必要の都度教育長が招集する。

- 2 教育長が必要と認めるときは、有識者会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 有識者会議の会議は、原則公開とする。ただし、新潟市情報公開条例第6条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りではない。

（庶務）

第8条 有識者会議の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。